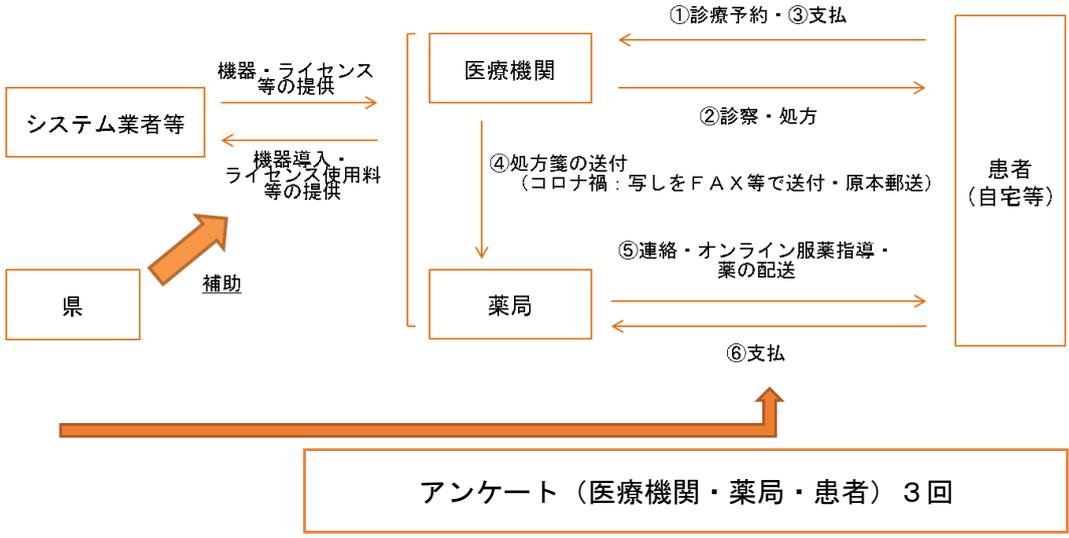


【広島県】

オンライン診療活用検討事業

F A Q

1. 事業全般について	
1	<p>Q オンライン診療活用検討事業はどのような事業なのでしょう。</p> <p>A オンライン診療からオンライン服薬指導を通して実施する医療機関、薬局に、情報通信機器の購入経費やシステム導入に係る初期費用を助成し、医療機関・薬局・患者へのアンケートを行うことで、将来のオンライン診療の活用に向けた検討を行う事業です。</p>
2	<p>Q 補助事業の内容を教えてください。</p> <p>A 選定された医療機関、薬局において、患者にオンラインによる診療と服薬指導を実施していただきます。</p> <p>県からは医療機関と薬局に対し、オンライン診療やオンライン服薬指導に必要な情報通信機器の購入経費、オンライン診療システム導入に係る初期費用、オンライン診療システム月額使用料を補助します。</p> <p>※ 補助額については、Q10を参照してください。</p> <p>医療機関、薬局、患者それぞれに実施状況についてのアンケートを行います。事業実施前、実施途中、事業実施後の3回を予定しています。</p> <p>【イメージ図】</p>  <p>イメージ図の概要: システム業者等と医療機関の間には「機器・ライセンス等の提供」と「機器導入・ライセンス使用料等の提供」のやり取りがある。医療機関は患者（自宅等）に対して「①診療予約・③支払」と「②診察・処方」を行う。医療機関は薬局に「④処方箋の送付（コロナ禍：写しをFAX等で送付・原本郵送）」を送る。薬局は患者に対して「⑤連絡・オンライン服薬指導・薬の配送」を行う。患者は薬局に「⑥支払」を行う。県はシステム業者等と医療機関・薬局に対して「補助」を行う。また、医療機関・薬局・患者のそれぞれから「アンケート（医療機関・薬局・患者）3回」が行われる。</p>
3	<p>Q 電話を用いた診療は事業の対象となりますか。</p> <p>A 対象になりません。「情報通信機器を用いた診療」のみが対象となります。</p>
4	<p>Q 参加する医療機関について、診療科目などの要件はありますか。</p> <p>A 特に診療科目は要件にしません。応募数が多かった場合等は、オンライン診療に高い実績のある診療科から選定します。</p>

5	Q 補助金はいつ頃交付されるのでしょうか。
	A 補助事業完了後に交付します。
6	Q アンケートはいつあるのですか。患者にはどう案内したらいいですか。
	A アンケートは事業実施前、実施途中、事業実施後の3回を予定しています。 医療機関・薬局には県からアンケートの案内を送付します。 患者への案内はチラシを作成し、医療機関・薬局が配布する予定としています。
7	Q 厚生労働省令和2年4月10日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」）の規定で、時限的措置が実施されていますが、この取扱いが終了した場合はどうなりますか。
	A 事務連絡による時限的措置が終了した場合であっても、事業は継続することができます。
8	Q 問い合わせ先はどこですか。
	A 次のとおりです。 【医療機関】 広島県健康福祉局医務課医務グループ 連絡先 082-513-3056（直通）受付時間 8：30～17：15 【薬局】 広島県健康福祉局薬務課薬事グループ 連絡先 082-513-3222（直通）受付時間 8：30～17：15
2. 補助対象について	
9	Q 補助対象者について教えてください。
	A オンライン診療活用検討事業に参加する広島県の医療機関、薬局を対象とし、医療機関については、県内で所在する200床未満の病院及び診療所を対象とします。
10	Q 医療機関や薬局の選定予定数を教えてください。
	A 全県で60施設を予定しています。 選定に当たっては、二次保健医療圏域のバランスに配慮します。
11	Q 補助対象を具体的に教えてください。
	A 次の経費が補助対象となります。具体例に上がっていない場合も県に相談してください。 なお、補助基準（上限）額は、200床未満の病院は50万円、診療所及び薬局は25万円です。 【情報通信機器の購入経費】 オンライン診療・服薬指導に必要なパソコン、タブレット端末などが対象となります。 <u>消耗品は対象となりません。</u> 【オンライン診療等システム導入に係る初期費用】 オンライン診療・服薬指導を実施するシステム導入のために必要なソフトの費用も対象となります。（例）ソフト導入費用、オンライン診療に必要なヘッドフォン等 【オンライン診療等システム月額使用料】 オンライン診療に必要なシステム月額使用料が対象となります。

12	<p>Q 医療法人で複数の施設を開設しています。何施設まで申請できますか。 また、申請書は施設ごとに提出が必要ですか。</p> <p>A 特に制限は設けていませんが、地域バランスを考慮し、場合によっては選定の結果、参加いただけない医療施設もあることを御了承ください。薬局についても、場合によっては選定の結果、参加いただけない薬局もあることを御了承ください。 申請書は施設ごと、薬局ごとに提出をお願いします。</p>
13	<p>Q 申請に当たり、厚生労働省中国四国厚生局へのオンライン診療料の施設基準の届出は必要ですか。</p> <p>A オンライン診療料の施設基準の届出は必須要件としています。 また、薬局についても、「薬剤服用歴管理指導料の4に掲げる情報通信機器を用いた服薬指導」の届出を必須要件としています。 申請時に届出見込みの場合は、申請後に必ず届出を行ってください。</p>
14 ①	<p>Q （医療機関）厚生労働省中国四国厚生局へのオンライン診療料の届出の際に、どのような施設基準を満たす必要がありますか。</p> <p>A 3つの施設基準を満たす必要があります。 （1）厚生労働省が定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有すること。 （2）オンライン診療料の算定患者について、緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有していること。 （3）一月あたりの再診料等（電話等による再診は除く）及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。</p>
14 ②	<p>Q （薬局）厚生労働省中国四国厚生局への「薬剤服用歴管理指導料の4に掲げる情報通信機器を用いた服薬指導」の届出の際に、どのような施設基準を満たす必要がありますか。</p> <p>A 2つの施設基準を満たす必要があります。 （1）医薬品医療機器等法施行規則及び関連通知に沿ってオンライン服薬指導を行う体制を有すること。 （2）一月あたりの再診料等（電話等による再診は除く）及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン服薬指導の割合が1割以下であること。</p>
15	<p>Q オンライン診療（服薬指導）を行う患者は何名程度実施する必要がありますか。</p> <p>A 1医療機関当たり5名～10名を実施していただくようお願いします。 アンケート等を通じて、通常の対面診療との違いを把握するため、参加医療機関をかかりつけ医にされている方が望ましいです。</p>
16	<p>Q オンライン診療等システムはどれを選択しても良いのでしょうか。</p> <p>A 参加医療機関・薬局のニーズに合わせて選択してください。県からの指定はありません。</p>

17	<p>Q オンライン診療やオンライン服薬指導の専用システム導入は必須ですか。 テレビ電話のできる無料の汎用サービスを予定していますが、機器の購入経費のみを申請することはできますか。</p> <p>A 専用システムの導入は必須ではありません。テレビ電話等のできる無料の汎用サービスを利用する場合は、機器の購入経費のみの申請も受け付けています。 なお、無料の汎用サービスを利用する場合も、アンケートへの回答は必須となりますので御留意ください。</p>
18	<p>Q オンライン診療等システムについて、システム月額料に2か月の無償期間があります。無償期間終了後、有償となりますが、補助対象経費となりますか。</p> <p>A 有償期間のシステム月額使用料は、補助対象経費とすることができます。 様式にシステム月額使用料の「契約期間」に、有償期間を記載してください。</p>
19	<p>Q オンライン診療等のシステムについて、他の機能と一体的に契約しています。補助対象となりますか。</p> <p>A オンライン診療又は服薬指導のみに係る費用が対象となりますので、一体的に契約している場合は、オンライン診療又は服薬指導の機能に係る費用のみを計上してください。あわせて費用の内訳が分かる書類（契約書等サービス提供会社が作成したもの）を提出してください。費用を分けられず、他の機能等の費用が含まれている場合は、補助の対象外となります。</p>
20	<p>Q 自由診療でオンライン診療を行う場合、補助の対象となりますか。</p> <p>A 自由診療を行うための環境整備は、補助の対象外です。</p>
3. 申請書類について	
21	<p>Q 参加をするのには、どのようにしたらよいのでしょうか。</p> <p>A 本事業を委託する広島県医師会が5月6日から5月28日まで、参加医療機関を募集しますので、申込みをしてください。後日、選定された医療機関に対し、申請書等を送付します。二次保健医療圏域のバランスに配慮し選定した結果、御希望に沿えない場合もありますので御了承ください。 なお、薬局については、医療機関の選定後に募集を開始します。</p>
4. オンライン診療について	
22	<p>Q 初診の患者をオンライン診療で診察することは可能ですか。</p> <p>A 厚生労働省令和2年4月10日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」）の規定で、初診からのオンライン診療により診断や処方をして差し支えないことになっています。 ただし、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」においては、初診については原則直接の対面で行うべきと規定されていることに留意し、同事務連絡に規定されている、実施に当たっての条件及び留意点に沿った診療を実施してください。</p>

23	<p>Q オンライン診療において、処方してはいけない医薬品はありますか。</p> <p>A 初診からQ21にある事務連絡によるオンライン診療の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）麻薬及び向精神薬の処方をしてはいけない （2）特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはいけない <p>さらに、過去の診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> （3）処方日数は7日間を上限とする <p>と示されています。</p>
24	<p>Q オンライン診療を実施する医師は研修を受講する必要がありますか。</p> <p>A 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないとされています。</p> <p>厚生労働省のホームページより、研修受講の申込ができますので、受講してください。</p> <p>（厚生労働省ホームページURL）https://telemed-training.jp/entry</p>